

## 令和4年度 第1回長井市景観審議会 議事録

開催日時：令和5年3月28日(火) 14:00～15:30

開催場所：長井市役所庁議室

出席者：11名(委員7名、長井市1名、事務局3名)

■景観審議会委員 二宮正一委員(会長・座長)、相羽康郎委員、加藤俊昭委員、小幡知之委員、小松間兵衛委員、高橋郁子委員、工藤裕太委員(出席7名、欠席3名)

■長井市 観光文化交流課：木村真由美主査

■長井市事務局(建設課) 若月由紀室長、佐原紗耶香係長、遠藤雄貴主任

傍聴者：なし

---

### 【次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 協議
  - (1)令和3・4年度景観事業報告
    - ①景観審議会の開催状況について
    - ②景観審査部会の開催状況について
    - ③公共事業景観形成連絡会の開催状況について
  - (2)景観の届出に係る行為完了後の状況確認
  - (3)令和4年度 重要文化的景観に係る事業について
- 4 その他
- 5 閉会

---

### 【議事録】

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

年度末のお忙しいところ審議会にお集まりいただきありがとうございます。景観審議会をこの新庁舎で開催するのは初めてとなります。昨年は豪雨災害や世界的には戦争など、様々なことがありました。東日本大震災のあった2011年に景観行政団体となり、12年後の本年、「複合施設くるんと」もでき、本町の街路も令和5年度で完了予定と聞いています。そういう意味で言うと、ここ10年程で長井が変わってきたと感じています。

重要文化的景観については、選定されるのは景観行政団体のみであり、景観が長井市の重要施策に位置付けられていると思っています。是非、忌憚のないご意見をいただければと思います。

### 3 協議

#### (1) 令和3・4年度景観事業報告

- ①景観審議会の開催状況について
- ②景観審査部会の開催状況について
- ③公共事業景観形成連絡会の開催状況について

#### (2) 景観の届出に係る行為完了後の状況確認

(会長)

届出の状況等について説明いただいた。アクティオについては法面延長が30メートルを超えているため、届出対象となっている。また、大和屋については資料に記載の工期より伸びているかと思われる。

(事務局)

届出時に記載の工期なので、あくまでも予定となっている。

(会長)

y h株式会社については、資材が入って来ず、工期が伸びたと思われる。長井市は良質な砂利がとれる。そのため、砂利採取が多く届出されている。野川が急流のため、砂利が運ばれ礫が市街地まで来ている。

(委員)

施工前後の写真が添付してあるが、できるだけ同じ場所で撮影して欲しい。少しずつれると分かりにくい。また、部会は随時開いてもらうが、審議会は年1回程度の開催で委員の方も内容に触れる機会が少ないと感じている。気にしてもらうためにも上期下期一回ずつ位あっても良いかと思う。

(事務局)

「同じアングルから着工前後の写真を撮影すること」等と通知に付け足したい。審議会委員への情報共有については書面での報告等も含め検討したい。

(会長)

市報等で景観に関する周知があってもいいのではないか。

(事務局)

届出制度の周知については市報等でお知らせしたい。また、宣伝としてはあやめレポの活用も検討していきたい。

(委員)

大町のツルハについては、景観審議会で色を審議し、施工に配慮してもらったのに、営業を止めてしまった。撞木川の景観がもったいない。景観審議会で何か規制や要望をできないか。

(会長)

審議会としては厳しいと思われる。

(会長)

長井の土は質が良い。昔は景観の規制の縛りが無かったので、市街地から見えるところで砂利採取をしたりしていた。観光で長井を訪れる方に赤土が目立つような景観を見せたくない。

(委員)

届出要件に対する市よりの要望事項に、緑化に努めること等、記載がある。建物については配慮していただいているが、植栽等の付属物に関しても実際に施工いただいているのか。

(事務局)

店舗等大きな案件であれば施工いただいているが、小さい案件は確認出来ていないこともある。植栽については景観上重要であると認識しているので、要望事項を遵守いただいているか確認するようになりたい。

(観光文化交流課)

修景に関する補助事業関係についてだが、観光文化交流課では花いっぱい運動事業を行っている。個人ではなく、団体に苗を提供しているもので、道路等から見える範囲への植付けが対象となっている。景観づくりに関わる補助として利用いただける事業である。

(委員)

修景や緑化に関しては予算がかかるという部分が障害になっていると思われるので、その点が解消されればと思う。

(会長)

昔は街路事業に植栽はつきものだったが、現在は本町街路については県が植栽帯は設置しない方針となっている。歩道の幅確保、メンテナンス等の理由だが、本町協議会は合意形成している。

(委員)

山形市だと維持係の意見が強く通るよう。基準量以上を植栽する場合は地元住民が協力する体制でなければ植えることができない。沿道の人々の覚悟があれば自由度を高くできる仕組みになっている。長井市において、これまでの景観の届出については、地図と台帳を整備し、経過を行政ストックとして残していれば今後の役に立つのではないかと。住民参加については、常に宣伝していかなければ成果が見えてこない。上手く宣伝していただきたい。

(委員)

相羽先生の話聞いて、審議会の開催会場を工夫してもいいのではないかと考えた。「くるんと」など人が集まる場所で開催すればもっと開かれた審議会になるのではないかと。

### (3)令和4年度 重要文化的景観に係る事業について

資料3に基づき、観光文化交流課より説明。

(会長)

東北で重要文化的景観に選定されているのは、遠野、一関、大江、長井の4件のみ。現在、市内重要文化的景観区域は宮、小出、最上川区域となっている。それにこれから平野地区を追加予定。資料によると令和8年度からとのことで、構成要素は建物、道路、河川、街並み。その中でも文化庁が主体となって補助活用できるのは建物だと思うが、道路や河川などについては補助は使えるのか。

(観光文化交流課)

重要な構成要素になっていることが補助要件となっている。資料に記載している間接補助でなく、直接補助でも実施可能だが、国交省所管の交付金と役割分担しながらになるかと思う。

(委員)

文化財保存活用地域計画は「活用」という視点になっているかと思う。長井市内、重要文化的景観エリア内の構成要素に入っていない、一般の建築面積500㎡以上の面積の建物は放っておかれるので、そこを上手く活用していくべき。

(観光文化交流課)

今の保存計画の課題を洗い出ししながら、変更していくというのは有りかと思う。その場合、上位計画の景観計画を連動させる必要がある。

(委員)

保存計画の対象はその方法で整理していくとして、その対象外の一般の建物について方向性を示していくことも必要だと思う。

(会長)

大江町だと建築物の届出対象が建築面積60㎡以上となっている。長井でその基準を適用しようとする、審査案件が多くなることが予想され、毎月部会を開催しなければならない。長井の景観計画策定の際に議論して500㎡以上とした経緯がある。

(委員)

補助でハードを直すとき、デジタルで記録しているのか。どのように修繕したのかという工法については他の案件にとっても貴重な参考資料となる。

(観光文化交流課)

修繕の内容については検討委員会で検討いただいて実施しており、電子でも保存している。

(委員)

建築としての視点で、どんな工法で施工したかの記録は大変参考になるので、蓄積していった欲しい。

## (5) その他

### 4 その他

(事務局)

今期の皆様の任期は今年度末で終了となる。2年間、景観事業に関わり貴重な意見を頂戴し感謝申し上げたい。審議会の今後のスケジュールについてだが、3月31日市報等で、公募委員の募集をかけさせていただく。公募委員が決まり次第、各団体へ委員の推薦依頼をかけさせていただき、5月上旬頃には委員の決定、そして5月下旬頃に委員委嘱を兼ねた第1回審議会を開催させていただきたいと考えている。継続される委員の方におかれてはまた今後ともご協力いただきたい。

### 5 閉会

以上